

認定先端設備等導入に係る固定資産税の特例

「生産性向上特別措置法」に基づき、浦安市から「先端設備等導入計画」の認定を受けて取得した資産で下記の要件を満たしたものは、従前の地方税法附則第64条の規定により課税標準の特例が適用され、取得後3年間の対象資産の固定資産税がゼロとなります。

1 対象となる事業者

①資本金又は出資の総額が1億円以下の法人

②「大企業の子会社」に該当しない法人

※「大企業」とは、資本金又は出資の額が1億円を超える法人、資本金又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

※「大企業の子会社」とは、同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の1/2以上、又は複数の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2/3以上を所有されている法人をいいます。

③資本金又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、又は個人事業主

2 対象となる資産

以下の要件を満たすものが対象となります。

- ・要件①：生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して、年平均1%以上向上しているもの
- ・要件②：生産、販売活動等に直接使用する資産であること
- ・要件③：中古資産でないこと
- ・要件④：下表に該当すること

資産の種類	機械及び装置	工具(測定・検査)	器具および備品	建物付属設備 (償却資産のみ)	構築物	事業用家屋
取得価額 (1台1基あたり)	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上	120万円以上	120万円以上
販売開始時期	10年以内	5年以内	6年以内	14年以内	14年以内	新築
取得期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで					

※ ファイナンス・リースは対象となりますが、オペレーティング・リースは対象外です。

3 課税標準の特例

対象資産を取得した翌年度から3年間について、課税標準の特例が適用され、課税標準額がゼロとなり、対象資産の固定資産税額もゼロとなります。

4 書類申請

償却資産申告書・種類別明細書と併せて、「固定資産税（償却資産）の課税標準の特例適用申請書」に必要書類を添付して、提出してください。

「課税標準の特例（認定先端設備）提出書類チェックシート」に記載されている書類を添付して提出くださるようお願いします。書類に不備があった場合は、申請書類を返付することもありますので、ご注意ください。

問合せ先 〒279-8501
千葉県浦安市猫実1丁目1番1号
浦安市財務部固定資産税課
電話 047-712-6225
FAX 047-354-8491
Email kotei@city.urayasu.lg.jp